

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年3月3日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

## 財政援助団体等監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 名称

釜石振興開発株式会社

#### (2) 設立の目的

「さんりく・リアス・リゾート構想」に則した釜石リゾート関連事業計画の完成と事業の促進を図るべく平成 2 年 9 月に株式会社アール・エフ・アイとして設立されたが、平成 9 年 5 月に現在の釜石振興開発株式会社に変更し、観光資源の開発及び情報提供業務、特産品の開発及び販売、地域農林水産物の製造加工及び販売等の事業を営むことを目的とする。

#### (3) 市との関係

出資及び財政援助（補助金）団体、公の施設の指定管理者

##### ① 出資金額 10,000,000 円

出資年月日 平成 2 年 9 月 11 日

出資割合（持株比率） 47.6%（自己株式を除く。）

##### ② 釜石市土産品等開発支援事業補助金

令和 3 年度 1,000,000 円

##### ③ 釜石市水産物 PR 事業補助金

令和 3 年度 100,000 円

##### ④ 道の駅釜石仙人峠指定管理者

指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

指定管理料 令和 3 年度 11,250,000 円

### 3 監査の実施期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 4 年 12 月 15 日まで

### 4 監査の範囲

令和 3 年度事業全般に係る出納その他の事務執行状況

### 5 監査の方法

設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、補助金の交付手続は適切か、補助事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、指定管理施設は適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

## 6 監査の結果

事業は、出資及び補助目的に沿っておおむね適正に執行され、経営成績及び財政状態は良好であると認められた。また、指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。